



池田市公報

第111号
 発行所 池田市役所
 発行者 池田市長 瀧澤 智子
 編集 総合政策部 法制課

令和5年11月1日発行

目次

| 条 例 | (ページ) |
|---|--------------------|
| ○ 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 …… | 2 |
| ○ 池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例 …… | 2 |
| ○ 池田市下水道条例の一部を改正する条例 …… | 4 |
| ○ 池田市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例 …… | 5 |
| ○ 池田市火災予防条例の一部を改正する条例 …… | 5 |
| ○ 池田市立敬老会館条例を廃止する条例 …… | 8 |
| ○ 池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例 …… | 8 |
| ○ 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 …… | 9 |
| | |
| 規 則 | |
| ○ 池田市福祉事務所長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則 …… | 10 |
| ○ 池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則 …… | 10 |
| ○ 池田市職員の職の名称に関する規則の一部を改正する規則 …… | 12 |
| ○ 池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …… | 12 |
| ○ 池田市消防職員服制規則の一部を改正する規則 …… | 12 |
| ○ 池田市立敬老会館条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則 …… | 13 |
| ○ 池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 …… | 13 |
| ○ 池田市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則 …… | 13 |
| ○ 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …… | 14 |
| | |
| 池田病院 | |
| ○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 …… | 14 |
| ○ 市立池田病院外部実習の受入れに係る謝金の基準に関する規程の一部を改正する規程 …… | 14 |
| | |
| 教育委員会 | |
| ○ 池田市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職の名称に関する規則の一部を改正する規則 …… | 15 |
| ○ 池田市図書館条例施行規則の一部を改正する規則 …… | 15 |

本号には、令和5年7月2日から令和5年10月1日までに公布をした条例及び規則のほか、池田病院の規程及び教育委員会の規則を登載しています。

条 例

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第20号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第21号

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 池田市水道事業給水条例（平成9年池田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、水道料金及びメーター料とし」を削る。

第23条第1項中「水道料金算定」を「使用料の算定」に改め、同条第3項中「前項ただし書の」の次に「規定により2か月以上の分を一括して計量した」を加え、「毎月」を「各月」に改める。

第24条第1項中「水道料金は、別表第2により算定した額」を「使用料の額は、各月において水量に応じて算定した水道料金とその計量に用いるメーターの口径に応じて算定したメーター料の合計額（第27条第1項ただし書の規定により2か月分以上の使用料をまとめて徴収する場合は、その各月について算定した額の合計額）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 水道料金の額は別表第2により算定し、メーター料の額は別表第3により算定する。

第24条第3項中「用途」の次に「（第26条第1項において単に「用途」という。）」を加え、同条第4項を削る。

第26条中「使用料算定」を「第24条第2項の規定にかかわらず、使用料の算定」に、「廃止し」を「若しくは廃止し」に、「の使用料」を「の当該月分の水道料金及びメーター料の額」に、「とおり」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 用途が一般の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該月の使用日数が15日以内の場合で、当該月の水量が基本水量（別表第2に定める基本料金に係る水量の上限をいう。以下同じ。）の2分の1以下のとき 水道料金の額にあつては1か月使用したものとした場合の同表により算定した額（以下この項において「1か月水道料金の額」という。）の2分の1の額、メーター料の額にあつては1か月使用したものとした場合の別表第3により算定した額（以下この項において「1か月メーター料の額」という。）の2分の1の額

イ 当該月の使用日数が15日以内の場合で、当該月の水量が基本水量の2分の1を超えるとき 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額の2分の1の額

ウ 当該月の使用日数が15日を超える場合 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額

(2) 用途が湯屋又は臨時の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該月の使用日数が15日以内の場合 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額の2分の1の額

イ 当該月の使用日数が15日を超える場合 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額

第26条に次の1項を加える。

2 第24条第2項及び前項の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定により市域外に給水する場合の水道料金の額は、第24条第2項の規定により算定した額（使用料の算定の基礎となる月の途中で使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合の当該月の水道料金の額については、1か月使用したものとした場合の同項の規定により算定した額）の2倍以内で管理者が定める額とする。

別表第2及び別表第3中「第24条関係」を「第24条、第26条関係」に改める。

第2条 池田市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「に応じて算定した水道料金と」を「及び」に、「メーター料の合計額」を「水道料金の額」に改め、「こつて算定した」の次に「水道料金の」を加え、同条第2項中「別表第2により算定し、メーター料の額は」を「、管理者が別に定

める基準による水道の用途（第26条第1項において単に「用途」という。）が一般の場合にあつては別表第2、湯屋又は臨時の場合にあつては」に改め、同条第3項を削る。

第26条第1項中「及びメーター料」を削り、同項第1号ア中「。以下同じ」及び「水道料金の額にあつては」を削り、「同表により算定した額（以下この項）を「同表により算定した額（イ）に改め、「、メーター料の額にあつては1か月使用したものとした場合の別表第3により算定した額（以下この項において「1か月メーター料の額」という。）の2分の1の額」を削り、同号イを次のように改める。

イ アに掲げる場合以外の場合 1か月水道料金の額

第26条第1項第1号ウを削り、同項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 当該月の使用日数が15日以内の場合 1か月使用したものとした場合の別表第3により算定した基本料金の額の2分の1の額と1か月使用したものとした場合の同表により算定した超過料金の額の合計額

イ 当該月の使用日数が15日を超える場合 1か月使用したものとした場合の別表第3により算定した水道料金の額
別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第24条、第26条関係）

1か月当たりの水道料金（一般用）

| 種別 | 水量 | メーターの口径 | 金額 |
|------------------|-----------------------------|------------|----------|
| 基本料金 | 8立方メートルまで | 20ミリメートルまで | 800円 |
| | | 25ミリメートル | 1,000円 |
| | | 30ミリメートル | 3,000円 |
| | | 40ミリメートル | 4,000円 |
| | | 50ミリメートル | 8,000円 |
| | | 75ミリメートル | 30,000円 |
| | | 100ミリメートル | 100,000円 |
| | | 150ミリメートル | 400,000円 |
| | | 250ミリメートル | 650,000円 |
| 超過料金（1立方メートルにつき） | 8立方メートルを超え 10立方メートルまで | — | 75円 |
| | 10立方メートルを超え 20立方メートルまで | — | 155円 |
| | 20立方メートルを超え 30立方メートルまで | — | 215円 |
| | 30立方メートルを超え 40立方メートルまで | — | 260円 |
| | 40立方メートルを超え 50立方メートルまで | — | 300円 |
| | 50立方メートルを超え 100立方メートルまで | — | 330円 |
| | 100立方メートルを超え 500立方メートルまで | — | 350円 |
| | 500立方メートル超 | — | 360円 |

備考 1個のメーターを2戸以上で使用する場合の各戸における基本料金の額は、メーターの口径が20ミリメートルまでのものに適用される金額とする。

別表第3（第24条、第26条関係）

1か月当たりの水道料金（湯屋用・臨時用）

| 種別 | メーターの口径 | 金額 |
|----|---------|----|
|----|---------|----|

| | | | |
|------------------|----------|-------------|---------|
| 基本料金 | 湯屋用及び臨時用 | 20ミリメートルまで | 50円 |
| | | 25ミリメートル | 70円 |
| | | 30ミリメートル | 200円 |
| | | 40ミリメートル | 300円 |
| | | 50ミリメートル | 2,000円 |
| | | 75ミリメートル | 2,300円 |
| | | 100ミリメートル | 3,000円 |
| | | 150ミリメートル以上 | 12,000円 |
| 超過料金（1立方メートルにつき） | 湯屋用 | — | 60円 |
| | 臨時用 | — | 700円 |

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は令和5年10月1日から、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の池田市水道事業給水条例第24条及び第26条の規定は、第1条の規定の施行の日以後に請求をする使用料の算定について適用する。

3 第2条の規定による改正後の池田市水道事業給水条例第24条及び第26条並びに別表第2及び別表第3の規定は、第2条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料の算定について適用し、同日前の使用に係る使用料の算定については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料と同日前の使用に係る使用料を合わせて請求をする場合にあっては、これらの使用料の算定については、同日以後においても、なお従前の例による。

池田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第22号

池田市下水道条例の一部を改正する条例

池田市下水道条例（昭和42年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「毎使用月」を「各使用月」に、「応じ、」を「応じて」に改め、「算定した額」の次に「（前条第2項ただし書の規定により2使用月以上の使用料を一括して徴収する場合は、その各使用月について算定した額の合計額）」を加え、「額とする」を「額」に改め、「する。）」の次に「とする」を加える。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第15条関係）

1か月当たりの料金

| 種別 | | 汚水の量 | 金額 |
|------|------------------|---------------------------|------|
| 一般汚水 | 基本料金 | 8立方メートルまで | 540円 |
| | 超過料金（1立方メートルにつき） | 8立方メートルを超え 10立方メートルまで | 43円 |
| | | 10立方メートルを超え 20立方メートルまで | 86円 |
| | | 20立方メートルを超え 30立方メートルまで | 105円 |
| | | 30立方メートルを超え 40立方メートルまで | 127円 |

| | | |
|------------------|-------------------------------|------|
| | 40立方メートルを超え 50立方メートルまで | 152円 |
| | 50立方メートルを超え 100立方メートルまで | 172円 |
| | 100立方メートルを超え 500立方メートルまで | 202円 |
| | 500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで | 233円 |
| | 1,000立方メートル超 | 237円 |
| 浴場汚水（1立方メートルにつき） | — | 11円 |

別表備考3中「使用料算定」を「使用料の算定」に、「中止」を「中止し、」に、「使用料は次のとおり」を「当該月分の料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同表備考3各号を次のように改める。

- (1) 種別が一般汚水の場合で、当該月の使用日数が15日以内で当該月の汚水の量が上表に定める基本料金に係る汚水の量の上限の2分の1以下のとき 上表に定める基本料金の額の2分の1の額
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 1か月使用したもとのした場合の上表により算定した額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第15条第1項及び別表備考3の改正規定並びに次項の規定は令和5年10月1日から、同表（備考を除く。）の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第15条第1項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後に請求をする使用料の算定について適用する。
- 3 この条例による改正後の別表の規定は、同表（備考を除く。）の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料の算定について適用し、同日前の使用に係る使用料の算定については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、別表（備考を除く。）の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料と同日前の使用に係る使用料を合わせて請求をする場合にあっては、これらの使用料の算定については、同日以後においても、なお従前の例による。

池田市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第23号

池田市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

池田市空家等対策協議会条例（平成28年池田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。
 第2条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。
 第3条第2項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日の日から遅くとも公布の日から施行する。

池田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第24号

池田市火災予防条例の一部を改正する条例

池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

- 第11条第1項第3号の2及び第3号の3を次のように改める。
 (3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
 (3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。

第11条第2項ただし書中「造り」を「造られ」に、「おおわれた」を「覆われた」に改め、「ときは」の次に「、当該外壁との距離にあつては」を加える。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、当該面する外壁との距離においては」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、当該外壁との距離

イ 分離型のものにあつては、充電ポストと建築物との距離

第11条の2第1項第2号中「不燃性」を「、不燃性」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めるときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「うち蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。以下この号及び次号において同じ。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17)急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、当該外壁との距離にあつては、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「の場合」の次に「（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く。）」を加え、「（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）」を削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第44条中「の各号」を削り、同条第3号の2を次のように改める。

(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備

第44条第7号の2を次のように改める。

(7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

第44条第8号の2を次のように改める。

(8)の2 放電加工機

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

| | | | |
|------|------|-----|---|
| 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ |
|------|------|-----|---|

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第3条、第18条関係）」に、

| | | | |
|----|-----|---|--------|
| | | | 据置型レンジ |
| 不燃 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | |
| | | | 据置型レンジ |

| | | | | |
|--------|-----|-----|----|-----|
| 14kW以下 | 100 | 15注 | 15 | 15注 |
| 21kW以下 | 100 | 15注 | 15 | 15注 |
| 14kW以下 | 80 | 0 | — | 0 |
| 21kW以下 | 80 | 0 | — | 0 |

を

| | | | | |
|------|------|------------|---|--------|
| 気体燃料 | 不燃以外 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | 14kW以下 |
| | | | 据置型レンジ | 21kW以下 |
| | 不燃 | 開放式 | 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ | 14kW以下 |
| | | | 据置型レンジ | 21kW以下 |
| 固体燃料 | 不燃以外 | 木炭を燃料とするもの | 炭火焼き器 | — |
| | 不燃 | 木炭を燃料とするもの | 炭火焼き器 | — |

| | | | |
|-----|-----|----|-----|
| 100 | 15注 | 15 | 15注 |
| 100 | 15注 | 15 | 15注 |
| 80 | 0 | — | 0 |
| 80 | 0 | — | 0 |
| 100 | 50 | 50 | 50 |
| 80 | 30 | — | 30 |

に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定 令和5年10月1日

(2) 第11条第1項及び第2項、第13条第1項、第3項及び第4項並びに第44条並びに別表第3の改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定 令和6年1月1日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の池田市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用について

は、なお従前の例による。

- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項の適用を受けるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものに係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項の適用を受けるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものに係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置されているもの及び当該規定の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は適用しない。
- 6 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものの設置については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

池田市立敬老会館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第25号

池田市立敬老会館条例を廃止する条例

池田市立敬老会館条例（昭和47年池田市条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正）
- 2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和39年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。
第2条中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第38号までを1号ずつ繰り上げる。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第26号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

池田市国民健康保険条例（昭和35年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

- 第10条の3中「及び第17条の4」を「、第17条の4及び第17条の5」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。
- 第12条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。
- 第13条の5の2中「及び第17条の4」を「、第17条の4及び第17条の5」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。
- 第13条の6中「第17条の2」の次に「及び第17条の5」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。
- 第17条の2第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。
- 第17条の3第2項を削る。
- 第17条の4の次に次の3条を加える。
（出産被保険者の保険料の減額）
- 第17条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同

じ。)がある場合(第4項の規定の適用を受ける場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3か月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第17条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に当該出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に関する届出)

第17条の6 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、当該特例対象被保険者等について規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(出産被保険者に関する届出)

第17条の7 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、当該出産被保険者について規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、当該届出により明らかにすべき事項を当該届出によらないで市長が確認することができるときは、これを省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第17条の3第2項を削る改正規定及び第17条の4の次に3条を加える改正規定(第17条の6に係る部分に限る。)並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の池田市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第17条の7の規定による届出の受付は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 新条例第17条の5の規定は、出産被保険者(同条第1項に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)の産前産後期間(同項第1号に規定する産前産後期間をいう。以下同じ。)に施行日以後の期間が含まれる場合について適用し、出産被保険者の産前産後期間に施行日以後の期間が含まれない場合については、なお従前の例による。

4 前項の場合において、出産被保険者の産前産後期間に施行日前の期間が含まれるときの新条例第17条の5の規定の適用については、同条第1項第1号及び第2号並びに第4項第1号及び第2号中「月数」とあるのは、「月(令和6年1月以後の月に限る。)の数」とする。

令和5年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第27号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「第6条第2項中」の次に「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

池田市福祉事務所長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月6日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第41号

池田市福祉事務所長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

（池田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正）

第1条 池田市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和33年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第47号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（池田市地域生活支援事業実施規則の一部改正）

第2条 池田市地域生活支援事業実施規則（平成25年池田市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第7号中「政令」を「法第4条第1項の政令」に、「厚生労働大臣」を「同項の主務大臣」に改める。

（身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第3条 身体障害者福祉法施行細則（昭和62年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

（知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第4条 知的障害者福祉法施行細則（昭和62年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

（身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第5条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和61年池田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第2条中「市長は、」を削り、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第6条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和57年池田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市長は、」を削り、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成17年法律第123号）」を加え、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月10日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第42号

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

池田市市税条例施行規則（平成17年池田市規則第52号）の一部を次のように改正する。

様式一覧の表93の項中「第12項」を「第13項」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|----|--------------------------------|-----------------------------|
| 98 | 大規模修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額申告書 | 法附則第15条の9の3第1項、条例附則第14条第12項 |
|----|--------------------------------|-----------------------------|

第16号様式（その1）中「原動機付自転車標識」を削り、同様式備考を次のように改める。

| 種 別 | 地 色 (プレート) | 文 字 色 |
|-----------------------------|---------------|-------|
| 条例第94条第1号ア(特定小型原動機付自転車を除く。) | 白 色 | 濃 紺 |
| 条例第94条第1号イ | 薄 黄 色 | 濃 紺 |
| 条例第94条第1号ウ | 薄 桃 色 | 濃 紺 |
| 条例第94条第1号エ | 薄 青 色 | 濃 紺 |
| 条例第94条第2号イ | 薄 緑 色 | 濃 紺 |

第16号様式(その2)備考2を次のように改める。

| 種 別 | 地 色 (プレート) | 文 字 色 |
|-----------------------------|---------------|-------|
| 条例第94条第1号ア(特定小型原動機付自転車を除く。) | 白 色 | 濃 紺 |
| 条例第94条第1号イ | 薄 黄 色 | 濃 紺 |
| 条例第94条第1号ウ | 薄 桃 色 | 濃 紺 |

第16号様式(その2)の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

第93号様式中「第12項」を「第13項」に改め、

| | |
|-----|------|
| 氏 名 | (名称) |
|-----|------|

) を

| | |
|-------------|--|
| 氏 名 又は名称 | |
|-------------|--|

 に、

| |
|-------|
| 床 面 積 |
|-------|

| |
|--|
| |
|--|

 を

| | |
|-------|--|
| 床 面 積 | |
|-------|--|

| |
|----------------|
| m ² |
|----------------|

 に、

| | |
|---------|--|
| 改 修 費 用 | |
|---------|--|

 を

| | | |
|---------|--|---|
| 改 修 費 用 | | 円 |
|---------|--|---|

 に、

| |
|----------------------|
| *耐震改修が完了した日から3か月を経過し |
|----------------------|

た後に申告書を提出した場合の理由をご記入ください。

| |
|---|
| *耐震改修が完了した日から3か月以内にこの申告書を提出できなかった場合は、その理由をご |
|---|

 を

記入ください。

| |
|--|
| に改め、「(4) 認定長期優良住宅」の次に「に該当する場合は、認定長期優良住宅」を加え、「(認定長期優良住宅 |
|--|

に該当する場合のみ) 」を削る。

第97号様式の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に交付したこの規則による改正前の第16号様式(その1)に定める様式による原動機付自転車の非課税様式は、同日以後においても、原動機付自転車の非課税標識として使用することができる。

3 原動機付自転車のうち特定小型原動機付自転車に該当するものについてこの規則による改正前の第16号様式(その1)又は第16号様式(その2)に定める様式により交付した原動機付自転車標識は、同日以後においても、当該原動機付自転車のうち特定小型原動機付自転車に該当するものについて使用することができる。

池田市職員の職の名称に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月9日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第43号

池田市職員の職の名称に関する規則の一部を改正する規則

池田市職員の職の名称に関する規則（昭和50年池田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表行政職員の項中「理学療法士」の次に「言語聴覚士」を、「児童家庭相談員」の次に「作業療法士」を加える。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表行政職員の項の改正規定（「児童家庭相談員」の次に「作業療法士」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月9日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第44号

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年池田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級2級の項中「社会福祉主事」の次に「文化財主事」を、「理学療法士」の次に「言語聴覚士」を加え、同表の3級の項中「主任社会福祉主事」の次に「主任文化財主事」を、「主任理学療法士」の次に「主任言語聴覚士」を加え、同表の4級の項中「統括主任社会福祉主事」の次に「統括主任文化財主事」を、「統括主任理学療法士」の次に「統括主任言語聴覚士」を加える。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市消防職員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月10日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第45号

池田市消防職員服制規則の一部を改正する規則

池田市消防職員服制規則（平成8年池田市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1活動服（上衣）の項第1号中「肩、胸、袖口及びポケットのふたのそれぞれ裏面」を「及び肩」に改め、同項第2号ウを次のように改める。

ウ 肩章 外側の端を肩の縫目に縫い込み、襟側をボタンで留める。

別表第1盛夏活動服（上衣）の項及び盛夏活動服（ズボン）の項を削り、同表冬救急服（上衣）の項中「冬救急服（上衣）」を「救急服（上衣）」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 色及び地質 グレー系の難燃繊維とする。

別表第1救急服（上衣）の項第2号ア中「台襟付きシャツカラーの」及び「ウエストラインにタックを入れ、比翼仕立てとし」を削り、同表冬救急服（ズボン）の項中「冬救急服（ズボン）」を「救急服（ズボン）」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 色及び地質 救急服（上衣）と同様とする。

別表第1夏救急服（上衣）の項、夏救急服（ズボン）の項、盛夏救急服（上衣）の項及び盛夏救急服（ズボン）の項を削り、同表救助服（ズボン）の項第1号中「救助隊（上衣）」を「救助服（上衣）」に改め、同表盛夏救助服（上衣）の項を削り、同表盛夏救助服（ズボン）の項を次のように改める。

| | |
|--------------|--|
| <p>ポロシャツ</p> | <p>(1) 色及び地質 濃紺色の速乾性のある繊維とする。</p> <p>(2) 製式 次のとおりとする。</p> <p>ア 前面 半袖でカッター襟のボタン式とし、胸部左にポケットを付け、そのポケット上部に消防本部名を表示し、その下に個人ネームを入れる。</p> <p>イ 背面 白色文字で上部に「池田消防」と、下部に「OSAKA」と表示する。</p> <p>ウ 階級章 活動服（上衣）と同様とする。</p> |
|--------------|--|

別表第1バンドの項第2号中「及び盛夏活動服（ズボン）用」を削り、同項第3号中「冬救急服（ズボン）用、夏救急服（ズボン）用及び盛夏救急服（ズボン）用」を「救急服（ズボン）用」に改め、同項第4号中「及び盛夏救助服（ズボン）用」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から消防長が別に定める日までの間、この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市消防職員服制規則に基づき貸与されている活動服(上衣)、盛夏活動服、冬救急服、夏救急服、盛夏救急服及び盛夏救助服の着用並びにこれらのうちのズボンの用としてのバンドの着用については、なお従前の例による。

池田市立敬老会館条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第46号

池田市立敬老会館条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

(池田市行政組織及び事務分掌規則の一部改正)

第1条 池田市行政組織及び事務分掌規則(昭和58年池田市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項第1号中クを削り、ケをクとし、コからタまでをケからソまでとする。

(池田市立敬老会館条例施行規則及び池田市敬老会館指定管理者選定・評価委員会規則の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 池田市立敬老会館条例施行規則(昭和47年池田市規則第25号)

(2) 池田市敬老会館指定管理者選定・評価委員会規則(平成25年池田市規則第32号)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第47号

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例施行規則(昭和35年池田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第18条の2 条例第17条の6の規定による届出は、国民健康保険特例対象被保険者等に係る届出書(様式第11号)により行わなければならない。

- 2 前項の届出の際、当該届出に係る条例第16条第1項に規定する特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同省令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知を提示しなければならない。

様式第11号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第48号

池田市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

池田市火災予防条例施行規則(昭和37年池田市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第4項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表中「第23条第4項第2号」を「第23条第3項第2号」に改める。

第6号様式中

| |
|---------------|
| 全出力又は 定格容量 |
|---------------|

Kw
AH・セル

を

| |
|----------------|
| 全出力又は 蓄電池容量 |
|----------------|

Kw
kWh

に、「定格容量の」を「蓄電池容量の」に、「定格容量を」を「蓄電池容量(定格容量)を」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6号様式の改正規定及び次項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現にあるこの規則による改正前の第6号様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の第6号様式による書類として使用することができる。

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第49号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年池田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2技能員の項中「6」を「8」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
(基礎号給の改正に伴う技能員の号給の調整)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き技能員として在職する会計年度任用職員の施行日における号給については、施行日の前日におけるその会計年度任用職員の号給の数に2を加えた数（当該数が技能員について定められた職務の級における最高の号給の数を超えるときは、当該号給の数）の号給とする。

池 田 病 院

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年9月27日

池田市病院事業管理者 福島 公明

池田市病院管理規程第6号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し及び同項から附則第8項までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の市立池田病院企業職員の給与に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に始まる勤務について適用し、同日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

市立池田病院外部実習の受入れに係る謝金の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年10月1日

池田市病院事業管理者 福島 公明

池田市病院管理規程第7号

市立池田病院外部実習の受入れに係る謝金の基準に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院外部実習の受入れに係る謝金の基準に関する規程（平成23年池田市病院管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「外部実習」を「実習」に改める。

第1条中「市立池田病院が、次条に掲げる資格の取得に要する実習施設として、実習を受け入れる場合の、」を「医師等を養成する大学等（以下「養成施設」という。）から要請があった実習の実施について受領する」に改める。

第3条を第4条とする。

第2条第1項中「謝金」を「実習単位に係る謝金」に、「職」を「職の区分」に、「消費税額及び地方消費税額を加算した」を

「消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の額に相当する額を加えた」に改め、「（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）」を削り、同項第1号中「実習の受入人数にかかわらず1日4,760円」を「1の診療科に係る当該実習単位（1の指導医が関わる複数の実習について、その期間の一部又は全部が重複する場合は、前条の規定にかかわらず、当該複数の実習の延べ期間を1の実習単位とみなす。）の日数に4,760円を乗じて得た額」に改め、同項第2号中「1人1実習期間」を削り、同項第3号中「1人1日1,900円」を「当該実習単位の日数に1,900円を乗じて得た額」に改め、同項第4号中「1人1日1,430円」を「当該実習単位の日数に1,430円を乗じて得た額」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（実習単位）

第2条 この規程において「実習単位」とは、1人の実習生に対して連続して実施する実習期間をいう。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

教 育 委 員 会

池田市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職の名称に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月26日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第16号

池田市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職の名称に関する規則の一部を改正する規則

池田市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職の名称に関する規則（昭和50年池田市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表行政職員の項中「司書、学芸員」の次に「、文化財主事」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

池田市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月26日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第17号

池田市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

池田市図書館条例施行規則（昭和55年池田市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第9条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（電子図書館サービス）

第9条 図書館は、インターネットを通じて利用が可能な電子書籍（電磁的記録により作成された図書館資料をいう。以下同じ。）を提供するサービス（以下「電子図書館サービス」という。）を行うことができる。

2 電子図書館サービスを利用できる者は、第7条第2項に規定する図書館カードの交付を受けた者のうち、市内に在住、在勤又は在学する個人とする。

3 電子図書館サービスで利用することができる電子書籍の点数は3点以内とし、期間は2週間以内とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 電子図書館サービス開始に係る準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。